

適用・収納課関係〈説明のポイント〉

1 令和7年度事務処理状況調査の結果について

今年度の事務処理状況調査は、令和7年3月1日（基準日）以前に届出等があり、事務処理が6か月以上遅延している疑いのある届出書等について、皆様のご協力を得て、9月1日から19日までに全ての業務受託機関において調査していただき、調査の結果、1業務受託機関・1件の届出書の遅延が判明しました。

参考のとおり、事務処理状況調査期間中における事務処理遅延は減少しておりますが、調査期間中以外における事務処理につきましても、事務処理遅延が生じないように引き続き市町村段階の業務受託機関へのご指導等よろしくお願いいたします。

（参考：事務処理状況調査期間中に判明した事務処理遅延）

○令和5年度 5業務受託機関、16件（死亡関係13件、裁定関係3件）

○令和6年度 4業務受託機関 5件（死亡関係4件、支給停止関係1件）

○令和7年度 1業務受託機関 1件（死亡関係1件）

2 直接還付のシステム運用の開始について

令和8年4月から直接還付（予め還付を受けることを希望する旨の申出を行った被保険者は還付請求を行ったものとみなし、希望口座へ還付を行う。）の農業者年金記録管理システムでの運用開始に合わせて、直接還付の対象を拡大し、直接還付の申出方法を変更しますので、引き続き直接還付の積極的なご案内等をお願いいたします。

（1）直接還付の対象の拡大

直接還付の対象は、資格喪失（国民年金保険料免除者のうち法定免除に係る還付、被保険者の死亡に伴う還付、旧制度の還付を除く。）により保険料の還付が生じた場合に限り行ってきたところですが、令和8年4月から資格変更も直接還付の対象とします。

直接還付は、還付請求書の提出が省略でき、還付請求書の提出忘れ等による還付漏れが防げるなどメリットがあるものの、手作業による事務処理では確認・処理ミスの発生リスクが高いこと等から資格喪失（国民年金保険料免除者のうち法定免除に係る還付、被保険者の死亡に伴う還付、旧制度の還付を除く。）により保険料の還付が生じた場合に限り行ってきたところです。

今般のシステム改修により、事務処理ミスの発生リスクを軽減できるとともに、被保険者が迅速かつ確実に還付金の支払を受けることが可能、業務受託機関及び基金においても業務の効率化等メリットが見込まれることから、資格喪失に加え、資格変更も直接還付の対象とします。

(2) 直接還付の申出方法の変更

直接還付制度を多くの方にご活用いただけるよう、加入時に「農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書（様式第1号）」又は「農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書（様式第2号）」とご希望に応じて「農業者年金保険料還付金振込先申出書・変更申出書・申出撤回申出書（様式第120号（新））」を合わせて提出していただくこととします。

	現 在	変 更
直接還付を希望する者	「資格喪失」の届出時に①と②の届出書を合わせて提出 ①農業者年金被保険者資格喪失届・任意脱退申出書（様式第3号） ②農業者年金保険料還付金振込先申出書（様式第120号）	「新規加入」の届出時に①又は②と③の届出書を合わせて提出 ①農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書（様式第1号） ②農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書（様式第2号） ③農業者年金保険料還付金振込先申出書・変更申出書・申出撤回申出書（様式第120号（新））

既加入者におかれましては、様式第120号（新）に振込を希望する口座を記入してご提出していただくことで直接還付の申出が完了し、振込口座の変更や直接還付の申出の撤回についても、様式第120号（新）の提出にて申し出いただけます。

なお、今般のシステム改修により、システム上でのチェックや振込口座等の入力も可能となりますのでご活用ください。

(参考) 直接還付のシステム運用の開始に伴う通知等の改正予定

[通知]

- 農業者年金（新制度）被保険者資格関係及び保険料関係の事務処理上の留意事項（平成14年2月18日14農年企第2号農業者年金基金理事長通知）
- 農業者年金事業農業協同組合事務取扱要領（平成15年10月1日制定）
- 農業者年金事業市町村事務取扱要領（平成15年10月1日制定）

[農業者年金業務資料等]

- 農業者年金業務の手引き
- 農業者年金制度の解説
- 被保険者のしおり 等

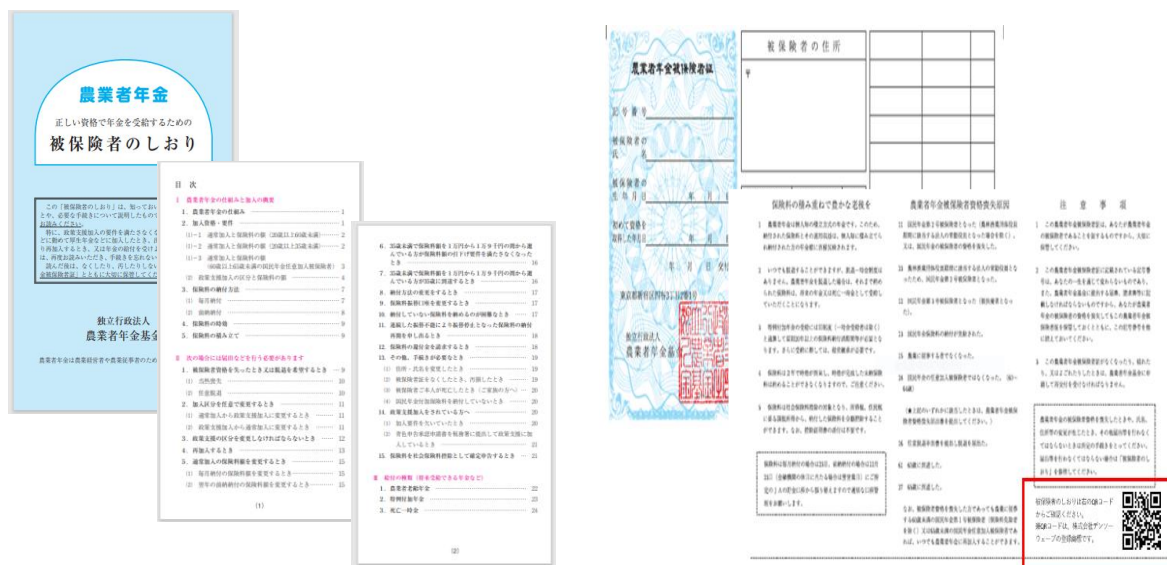
3 被保険者のしおりの電子化等について

被保険者の皆さまが必要とする時にいつでも最新の情報を確認できるよう利便性の向上を図るため、基金HPに被保険者の方向けのページを設け「被保険者のしおり」を掲載し、新規に加入する方へは「農業者年金被保険者証」に同ページに接続する二次元コードを印字し郵送することとします。

被保険者のしおり (冊子)	現在の対応	今後の対応
基金HPへの掲載	手続き・届出のページに掲載	被保険者の方向けのページを設け掲載
新規加入者への配布	新規加入時の処理決定後に「農業者年金被保険者証」を送付する際に冊子を同封し郵送	「農業者年金被保険者証」に上記ページに接続する二次元コードを印字し郵送
受託機関への送付	全受託機関へ冊子を郵送	電子データを県段階受託機関へメールにより送付

「被保険者のしおり」は、新規加入時の処理決定後に「農業者年金被保険者証」を被保険者へ送付する際に同封し郵送しておりますが、制度改正等があった場合は、被保険者の資格適用や保険料に関する必要な手続き等の最新の情報がお届けできていない状況も生じております。

令和8年4月からの直接還付のシステム運用の開始に伴い「被保険者のしおり」を改訂することとしているため、利便性の向上及び経費の抑制に早期に資するよう今回の改訂版より冊子等を取り止めることとしますのでご了承くださいますようお願いいたします。



直接還付のシステム運用の開始に伴う 直接還付の対象の拡大・申出方法の変更について



令和8年4月1日から直接還付の記録管理システム上での運用を開始します。

システム運用の開始に合わせて、直接還付の対象を拡大し、申出方法を変更しますので、以下につきましてご留意ください。

1. 納め過ぎた保険料の還付方法

納め過ぎた保険料の還付金が発生した場合は、被保険者が(1)直接還付(事前申出)、(2)還付請求書のいずれかの還付方法を選択することができます。

(1) 直接還付(事前申出)

直接還付を希望する旨の事前申出を行っていた場合は、還付請求の手続きを行わずとも希望口座への還付を行います。

(2) 還付請求書

基金より、被保険者へ還付通知書及び還付請求書を送付し、必要事項を記載の上、還付請求書を基金へ返送していただきます。

2. 直接還付の対象の拡大・申出方法の変更

(1) 直接還付の対象の拡大

直接還付に係るシステム運用の開始により、事務処理ミスの発生リスクを軽減できるとともに、被保険者が迅速かつ確実に還付金の支払を受けることが可能、業務受託機関及び基金においても業務の効率化等メリットが見込まれることから、資格喪失に加え、資格変更も直接還付の対象とします。

<現在>

資格喪失による還付

(国民年金保険料の免除者のうち法定免除、被保険者の死亡、旧制度の還付を除く)

R8.4.1~

<変更>

資格喪失及び資格変更による還付

(国民年金保険料の免除者のうち法定免除、被保険者の死亡、旧制度の還付を除く)

(2) 直接還付の申出方法の変更

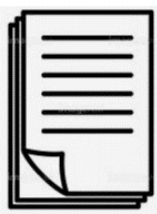
直接還付の制度を多くの方にご利用いただけるよう、次の方法により変更します。

- ・新規加入時に様式第1号又は様式第2号とご希望に応じて様式第120号(新)を提出
- ・既加入者におかれては、ご希望に応じて随時(申出、変更申出、申出撤回申出)に様式第120号(新)を提出

<現在>

資格喪失の届出の際

様式第3号と合わせて様式第120号を提出



様式第3号

+



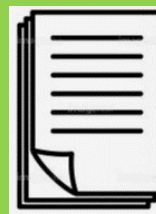
様式第120号

R8.4.1~

<変更>

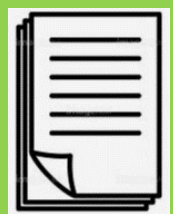
新規加入の届出の際

様式第1号又は様式第2号と合わせて様式第120号(新)を提出



様式第1号又は2号

+



様式第120号(新)

様式第3号: 農業者年金被保険者資格喪失届出書・任意脱退届出書
様式第120号: 農業者年金保険料還付金振込先申出書

還付に関する問合せ先: (独) 農業者年金基金
業務部 適用・収納課 TEL 03-5919-0335

様式第1号: 農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書
様式第2号: 農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書
様式第120号(新): 農業者年金保険料還付金振込先申出書・変更申出書・申出撤回申出書

農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書

基金提出用

(様式第1号)

処 理 コー ド	
3 4 1 0	0 1
3 4 1 0	0 2
3 4 1 0	0 3
3 4 1 0	0 7
3 4 1 0	0 8
3 4 1 0	0 9
3 4 1 0	1 3



1 2 3 4 5 6

記入方法

記入方法をよくお読みになり、
黒のボールペンで、楷書で記入
してください。

通常加入への変更申出書として
用いる場合には、1枚目(基金提
出用)のみを使用してください。

この届出書に添えて提出
しなければならない書類

6歳以上の加入に当たっては、
国民年金の任意加入を確認で
きる国民年金任意加入被保険
者資格取得申出受理通知書の
写し等

35歳未満の方は、35歳に達するまでの間、
保険料月額 10,000円から 67,000円(千円単
位)の保険料を選択できます。
なお、20,000円未満の保険料を選択され
た場合は、35歳到達以降の保険料月額の
申出が必須となりますので、ご注意ください。
(保険料月額の申出については、ご加
入後、基金よりお知らせをいたします。)

独立行政法人
農業者年金基金
御中

私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により下記により農業者年金に
加入することを申し込みます。
私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により特例保険料の申出を撤回し、
通常保険料の額を下記により申し出ます。

提出年月日

令和 年 月 日

通常加入申込書(通常加入への変更申出書)

(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	(記号)	(番号)
(2) (フリガナ) 氏名		
(3) 生年月日	昭和 2 年 月 日 平成 3	(4) 性別 (男) 1 (女) 2
(5) 住所	郵便番号 (フリガナ)	
(6) 年間農業従事日数	☐ 私の年間農業従事日数は60日以上です。	(7)において1万円～1万9千円を選択した方は、 チェックシートにより自己点検を必ず行い、(11)に ○を付してください。
(7) 保険料月額	0 0 0 円	(8) 翌年以降の保険料の前納 1. 申し出ます 2. 申し出ません
(9) 農業者年金(新制度)の加入状態	1 これまで被保険者であった ことはない(新規加入) 2 かつて被保険者であった ことがある(再加入) 3 現在被保険者(政策 支援加入)である	
(10) 国民年金の状態	☐ 私は国民年金第1号被保険者(又は国民年金任意加入被保険者)であり、 国民年金保険料の免除者又は免除申請者ではありません。	
(11) 加入時の状態 (35歳未満、10,000円 ～19,000円選択)	☐ 私は35歳未満であり、政策支援相当者ではありません。	

※はJAが記入してください。上記(9)欄の3に該当する方は貯金口座振替届出書は記入する必要はありません。

農業者年金保険料を貯金口座振替の方法によりお支払いしますので下記の金融機関を指定しお届けいたします。

(12) フリガナ	※(19) JA確認	
(13) 口座名義人		
※(14) 金融機関コード	(18) JAお届け印	左記口座について 確認しました ☐
(15) 貯金種目	1 普通 2 当座 9 その他	
(16) 口座番号	(3枚目に押印してください)	
※(17) 取扱JA支所名		

届書の流れ(JA→農委→基金)

☐ 私は、資格喪失等の決定により納め過ぎた保険料の還付(返金)が生じた場合、
同時に提出する「様式第120号 農業者年金保険料還付金振込先申出・変更
申出・申出撤回申出書」で申し出た口座への振込(直接還付)を希望します。

申込者 TEL

- -

※JA記入欄	(20) 整理番号 1	機関種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号	※受付印
本人であることを確認した(新規加入) ☐							TEL - -
国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐	農業者年金へ加入する際に重要事項を説明し、 当該説明書を配付した ☐						

★確認欄	(21) 都道府県・市区町村コード	この申込(申出)を行った者は農業者年金被保険者資格 を有することを確認しました。	★受付印
本人であることを確認した(新規加入) ☐	令和 年 月 日		TEL - -
国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐			
農業者年金へ加入する際に重要事項を説明し、 当該説明書を配付した ☐			

×基金記入欄	×受付印
--------	------

(注) 農業委員会が加入申込書を受付した場合の流れは、農業委員会→JA→基金となります。



1 2 3 4 5 6 7 8

農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書

(様式第2号)

処 理 コ ー ド	
3 4 1 0	0 4
3 4 1 0	0 5
3 4 1 0	0 6



記入方法

記入方法をよくお読みになり、
黒のボールペンで楷書で記入して
ください。

政策支援加入への変更等申出書として用いる場合には、1枚目（基金提出用）のみを使用してください。

この申込書に添えて提出
しなければならない書類

2

政策支援加入区分5を選択した方については、政策支援を
申出した方とこの方を後継者として指定した方との親族関係
係が確認できる戸籍謄（抄）本又は住民票の写し

1

政策支援加入区分3を選択した方については、家族経営協定書の写し及び家族経営協定書を締結した方との親族関係が確認できる戸籍謄（抄）本又は住民票の写し

4

政策支援加入区分1、2又は4を選択した方のうち、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を税務署に提出している方にあつては、青色申告承認申請書の写し

3

政策支援加入区分1、2又は4を選択した方のうち、同意欄に同意されていない方にあつては、農業所得を確認できる該当年の確定申告書の写し等

独立行政法人
農業者年金基金
御中

私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により下記により農業者年金に加入することを申込みます。
私は独立行政法人農業者年金基金法の規定により下記により保険料の政策支援（特例保険料の適用）
を申出ます。

提出年月日

令和 年 月 日

(1) 農業者年金 被保険者証の 記 号 番 号	(記 号) (番 号)											
(2) (フリガナ) 氏 名												
(3) 生 年 月 日	昭和 2		年		月		日	(4) 性 別	(男)	1		
	平成 3								(女)	2		
(5) 住 所	郵便番号			(フリガナ)								
		-										
(6) 年間農業 従事日数	☐	私の年間農業従事日数は60日以上です。										
(7) 保険料月額	下記の政策支援区分による							(8) 翌年以降の保険料 の前納	1 申し出ます	2 申し出ません		
(9) 農業者年金 (新制度)の加入状態	1 これまで被保険者で あったことはない(新規加入)				2 かつて被保険者であっ たことがある(再加入)				3 現在通常加入被保険 者である			
(10) 国民年金の状態	☐	私は国民年金第1号被保険者であり、国民年金保険料の免除者又は免除申請者ではありません。										

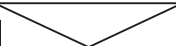
(11) 政策支援区分 政策支援要件 本人負担 保険料月額 (政策支援額)	政策支援区分	1		2		3	
	政策支援要件	- 認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。		- 認定就農者（認定を受けた日から5年以内）及び青色申告者の両方に該当している者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。		- 政策支援区分1又は2の者と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属であること。 1又は2の者から支払を受けた給与等が900万円以下であること。	
	本人負担 保険料月額 (政策支援額)	35歳未満 1万円 (1万円)	35歳以上 1万4千円 (6千円)	35歳未満 1万円 (1万円)	35歳以上 1万4千円 (6千円)	35歳未満 1万円 (1万円)	35歳以上 1万4千円 (6千円)
	政策支援区分	4		5			
	政策支援要件	- 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方に該当する者であって、3年を経過した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。		- 農業を営む者（政策支援区分1又は2の者を除く）の直系卑属の後継者であって、35歳に到達（25歳未満の者は10年経過）した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 - 親などから支払を受けた給与等が900万円以下であること。			
本人負担 保険料月額 (政策支援額)	35歳未満 1万4千円 (6千円)	35歳以上 1万6千円 (4千円)	1万4千円 (6千円)				

注1)：農業所得又は給与等の額は、その政策支援を申し込んだ日が1月1日～3月31日の場合は前々年所得又は給与等の額、4月1日～12月31日の場合は前年所得又は給与等の額となります。

注2)：青色申告者には、既に青色申告を行っている方他に、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を提出している方も含まれます。

※は J A が記入してください。上記(9)欄の 3 に該当する方は貯金口座振替届出書は記入する必要はありません。

農業者年金保険料を貯金口座振替の方法によりお支払いしますので下記の金融機関を指定しお届けいたします。

貯金口座振替届出書	フリガナ											※(18) J A 確認印	
	(12) 口座名義人											左記口座について 確認しました ☐	
	※(13) 金融機関コード								(17) J A お届印				
	(14) 貯金種目	1 普通 2 当座 9 その他											
	(15) 口座番号									(3 桁目に押印してください)			
	※(16) 取扱 J A ・支所名												

届書の流れ（JA↓農委↓基金）

各政策支援区分に該当する者であることの申出書及び後継者指定書

区分	各政策支援区分に該当する者であることの申出書等
1	1 私は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出】しており、私の 年 の農業所得の額は、900万円以下です。 2 私は、 市町村から農業経営改善計画（ 年 月 日から5年間）の認定を受けました。
2	1 私は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出】しており、私の 年 の農業所得の額は、900万円以下です。 2 私は、 市町村から青年等就農計画の認定を受けました。【農業経営開始日（ 年 月 日）】
3	1 私は、 年の ☐ 直系卑属／ ☐ 配偶者】であり、かつ、この者と家族経営協定を締結しており、年間 日農業に従事しています。 私が家族経営協定を締結している相手方は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが 年 月 日青色申告承認 2 申請書を提出】しており、 ☐ 市町村から農業経営改善計画（ 年 月 日 から5年間） ／ ☐ 市町村から青年等就農計画【農業経営開始日（ 年 月 日）】の認定を受けたものです。 3 家族経営協定の相手方から 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。
4	私は、 ☐ 市町村から農業経営改善計画（ 年 月 日から5年間）の認定を受け、私の 年 の農業所得は 1 900万円以下です。／ ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出】しており、私の 年 の 農業所得の額は、900万円以下です。} 2 私は、この申出を行った日から3年を経過した日において青色申告者及び農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
5	1 私は、農業を営む者である 年の直系卑属であり、年間 日農業に従事しています。 2 1に掲げる農業を営む者は、 ☐ 青色申告者（青色申告承認申請提出者を含む）ではありません。／ ☐ 青色申告者（青色申告承認申請提出者を含む）であるものの、 農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者又は認定就農者ではありません。】 3 1に掲げる農業を営む者から 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。 4 私は、この申出を行った日から35歳に達する日又は10年経過した日のいずれか早い日において青色申告者及び認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。 5 【後継者指定書】 上記の申出者を後継者として指定したことに相違ありません。 後継者指定者氏名

注) 【 】で囲んだ部分は、該当する方に ☐ を記入してください。

同意欄	私は農業者年金基金が保険料の額の特例要件を確認するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 ☐
(区分1、区分2及び 区分4で加入(変更) される方のみが対象 です。)	独立行政法人農業者年金基金 御中 TEL — —

☐	私は、資格喪失等の決定により納め過ぎた保険料の還付(返金) が生じた場合、同時に提出する「様式第120号 農業者年金 保険料還付金振込先申出・変更申出・申出撤回申出書」で 申し出た口座への振込(直接還付)を希望します。
--------------------------	--

保険料の額の特例の適用を受けるためには、農業所得の状況等を確認させていただく必要があります。このため、農業者年金基金では、各市区町村から地方税関係情報の提供を受けることとしています。
地方税関係情報を取得することに同意されない場合は、農業所得のわかる書類(確定申告書の控えの写し等)を添付していただく必要があります。

※ JA記入欄	<table><tr><td>(19) 整理番号</td><td>取扱 機関</td><td>種別</td><td>都道府県</td><td>団体コード</td><td>支所コード</td><td>個人番号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐ 農業者年金へ加入する際の重要事項の説明し、当該説明書を配布した ☐ 本人であることを確認した(新規加入) ☐	(19) 整理番号	取扱 機関	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号								※ 受付印	TEL — —
(19) 整理番号	取扱 機関	種別	都道府県	団体コード	支所コード	個人番号											

★ 農業委員会記入・確認欄	<table><tr><td>(20) 認定年月日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>(21) 都道府県・市区町村コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (認定農業者は認定開始年月日、認定就農者は農業経営開始日) 国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐ 本人であることを確認した(新規加入) ☐ 農業者年金へ加入する際の重要事項の説明し、当該説明書を配布した ☐ ----- 政策支援加入のできる保険料納付済期間等が見込めること ☐ 政策支援加入区分3の要件を満たしていること ☐ 政策支援加入区分1の要件を満たしていること ☐ 政策支援加入区分4の要件を満たしていること ☐ 政策支援加入区分2の要件を満たしていること ☐ 政策支援加入区分5の要件を満たしていること ☐ ----- この申込(申出)を行った者は農業者年金被保険者資格を有すること及び申出に係る政策支援区分に応じた要件該当者であることを確認しました。 令和 年 月 日	(20) 認定年月日	年	月	日	(21) 都道府県・市区町村コード					★ 受付印	TEL — —
(20) 認定年月日	年	月	日	(21) 都道府県・市区町村コード								

× 基金記入欄	<table><tr><td>青色申告の状態</td><td>1</td><td>0</td><td>青色申告開始年</td><td>令和 年</td></tr><tr><td>認 定 コ ー ド</td><td>1</td><td>2</td><td>同 意 の 有 無</td><td>1 0</td></tr></table>	青色申告の状態	1	0	青色申告開始年	令和 年	認 定 コ ー ド	1	2	同 意 の 有 無	1 0	× 受付印
青色申告の状態	1	0	青色申告開始年	令和 年								
認 定 コ ー ド	1	2	同 意 の 有 無	1 0								

(注) 農業委員会が加入申込書を受付した場合の流れは、農業委員会→JA→基金となります。



農業者年金

- ・ 被保険者資格喪失届出書
- ・ 任意脱退届出書

提出年月日

令和 年 月 日

記入方法

記入方法をよく
お読みになり、
黒のボールペン
で楷書で記入
してください。

届出者記入欄	(1) 農業者年金 被保険者証の 記号番号	(記	号)	(番	号)						
	(2) (フリガナ) 氏 名										
	(3) 生 年 月 日	昭 和 平 成	2 3		年		月		日		
	(4) 住 所	郵便番号			(フリガナ)						
					-						

(資格喪失届)

私は、以下の事由により農業者年金被保険者資格を喪失しました。

(5) 資格喪失事由	11	1	国民年金第2号被保険者となった(農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となった場合を除く。)。又は、国民年金の被保険者の資格を喪失した。				
	23	2	農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となったため、国民年金第2号被保険者となった。				
	12	3	国民年金第3号被保険者となった。(被扶養者となった。)				
	13	4	国民年金保険料の納付が免除された。				
			(13を選択した場合のみ記入) 法定免除に該当する ☒				
	15	5	農業に従事する者でなくなった。				
	28	6	国民年金の任意加入被保険者ではなくなった。(60歳～64歳)				
25	7	その他()					
(6)	資格喪失事由が生じた年月日		平成 令和	3 4	年	月	日

届書の流れ（JA↓農委↓基金）

(任意脱退申出)

(7)		私は、農業者年金の脱退を申し出ました。任意脱退申出書の提出日は次に記した日です。				平成	3	年	月	
		令和	4							
×	(8)	資格喪失が生じた年月日				平成	3	年	月	
		令和	4							
								喪失理由	×	16

(資格喪失後の未納保険料の請求猶予の申出)

私は、この請求猶予の申出により保険料が納付できなくなったことに伴って生ずる不利益を理解したうえで、私が納付すべき保険料のうち未納となっている保険料について、請求猶予を申出ます。	1. 請求猶予の申出を行い、納付しません。 2. 請求猶予の申出を行わず、納付します。
---	---

(留意事項)

1. 請求猶予の開始は、当該申出が基金で電算処理された月以降(速くて申出月の翌月以降)となりますのでご了承ください。
2. 請求猶予期間中においても時効は進行しますので、時効が完成した未納保険料については、保険料の請求再開を申出することはできません。
3. 保険料請求再開を希望される場合は、「農業者年金保険料請求猶予申出撤回申出書」(様式第114号)をご提出ください。
4. 法定免除による資格喪失に伴い還付金が生じた場合、直接還付を利用することができず、請求書による還付となります。

(保険料の還付(返金)が生じた場合の還付方法について)

(10) 私は、今回の資格喪失(任意脱退)の決定により納め過ぎた保険料の還付(返金)が生じた場合、同時に提出する「様式第120号 農業者年金保険料還付金振込先申出書」で申出た口座への振込(直接還付)を希望します。

☐ 直接還付を希望します。

※JA記入欄	★農業委員会記入・確認欄	×基金記入欄
	届出の内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和 年 月 日	
※ 受付印	★ 受付印	× 受付印
TEL - -	TEL - -	

(様式第120号)

処理コード	
3430	01
3430	02

農業者年金保険料還付金振込先

・ 申出書・変更申出書
・ 申出 撤回 申 出 書

(1) 申出年月日 (JA受付年月日)	令和 年 月 日
------------------------	----------

独立行政法人農業者年金基金 御中

(2) 被 保 険 者 証 号 (フ リ ガ ナ)	記 号	番 号
(3) 被 保 険 者 氏 名		(4) 生 年 月 日 ○で囲む 2.昭和 3.平成
(5) (フ リ ガ ナ) 被 保 険 者 住 所	〒 -	

(還付金振込先申出書・変更申出書)

私は、今回届出等を行った農業者年金資格の喪失等が処理決定された結果、既納付済保険料の還付(返金)が生じた場合、下記口座を振込先に指定すること(直接還付)を申出します。

記

(6) 振込先の指定 (注意事項をご確認の上、振込を希望する口座の口欄にご自身で✓を記入して下さい。)

【注意事項】

1. 以下①～③により発生した保険料の還付については、直接還付を利用することができません。
後日当該還付が生じた場合は、「農業者年金保険料還付通知書・農業者年金保険料還付請求書」を登録住所あてに郵送しますので、そちらで請求をお願いいたします。
① 旧制度期間(平成13年12月以前)に係る保険料の還付
② 国民年金保険料の免除のうち法定免除に該当するため資格喪失が発生した保険料の還付
③ 被保険者の死亡による保険料の還付
2. 還付が生じなかった場合でも、この申出書は返却いたしません。
3. 当該届出書が基金に到着した月の翌々月から、以下の口座が還付金の振込先として反映されます。

一
つ
を
3
選
の
折
う
し
ち
✓
い
ず
れ
か

☐ 1・保険料の振替届出口座
基金に登録されている最新の保険料振替口座を還付金の振込先に指定します。((7)～(11)欄の記入は不要。)

☐ 2・公的給付支給等口座(公金受取口座)
利用条件を確認の上、マイナポータル等を通じて国(デジタル庁)に登録している公金受取口座を還付金の振込先に指定します。
なお、国(デジタル庁)に登録している公金受取口座を変更した場合は、再度還付金振込先の変更申出が必要です。
《利用条件》
・(7)欄～(11)欄に公金受取口座に登録されている口座情報を正しく記入してください。
・別途基金から送付する「個人番号登録書」及び「本人確認書類(写)」の提出が必要になります。
・提出された書類をもとに公金受取口座情報の取得を行うため、他の口座を選択した場合と比較すると、還付金の振込までに日数を要する可能性があります。
☐ 3・今回指定する口座
(7)欄～(11)欄に記入した口座を、還付金の振込先に指定します。

還付金振込先口座 (「2・公的給付支給等口座(公金受取口座)」又は「3・今回指定する口座」を選択した方は必ず記入してください)											
(7)	金融機関名	農協・銀行・信連 信金・信組・労金						本所・本店・出張所 支所・支店・店			
(8)	金融機関コード						(9)	預金種目	1 普通	2 当座	9 その他
(10)	口座番号						(11)	(フリガナ) 口座名義人			

(注) ・全項目に正しく記入してください。(「(9)預金種目」欄は、該当を○で囲んでください。)
・記入内容に不備がある場合は上記口座に振込が出来ません。後日「農業者年金保険料還付通知書・農業者年金保険料還付請求書」を登録住所に郵送しますので、振込先口座を含めた必要事項を記入の上、農業者年金基金に返送してください。
・1の口座を振込先に選択した場合、(7)欄～(11)欄が記入されていても、記入の口座には振込いたしません。

(還付金振込先申出撤回申出書)

(12) 私が申し出ていた過誤納保険料の直接還付について、撤回を申し出ます。 ☐ (✓を記入)

今回の申出について内容確認をする場合がありますので、被保険者の電話番号を記入して下さい。	TEL - -
--	---------

※JA記入・確認欄	★農業委員会受付欄	×基金記入欄
□ 様式第3号にて「直接還付を希望します」の欄に✓が入っていることを確認しました。		還付 無 / 有 (一月一日通知分)
※ 受付印 TEL - -	※ 受付印 TEL - -	※ 受付印